

# 浜松市風力発電施設に関するガイドライン



## 沿革情報

平成18年08月10日 制定

平成21年04月01日 改正

## 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、社会経済環境や国の基本方針を踏まえた中で、本市域内において風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）（※1）の建設を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図ることを目的とする。

（追記）本ガイドラインは、今後の社会経済環境の変化等により、必要に応じて随時見直す。

## 2 対象

### (1) 対象施設

ア 本ガイドラインは、本市において、風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修（以下「建設等」という。）（※2）を行う場合を対象とする。

イ 発電規模が、100キロワット未満（※3）の風力発電施設等については対象外とする。

### (2) 対象地域

ガイドラインの対象地域は市内全域とする。ただし、本市行政区域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

ガイドラインの区域区分は、各種法令等の規制、自然環境や景観の保全、良好な生活環境の確保等を勘案した結果、次のとおりとする。（別紙：区域区分）

ア 法令等の規制により建設等ができない区域（※4）

イ 法令等の許可を得て（※5）、調整（※6）により建設等が可能な区域

ウ 上記以外の区域であり、調整により建設等が可能な区域

## 3 建設等に当たっての調整手順

### (1) 市の窓口

事業者は、商工部産業政策課を市の窓口として、風力発電施設等の建設等について、市の所管課と協議するものとする。

### (2) 風力発電施設の建設に関する事前説明

事業者は、風況調査に先立ち、浜松市風力発電施設等の建設等に関する庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）（※7）に対して、当該調査の概要について、事前に説明を行うものとする。

### (3) 風力発電施設等の建設等に係る届出

ア 事業者は、環境影響評価の手続き（※8）に先立ち、風況調査が終了し、風力発電施設等の建設等の地域及び規模の概要を計画した時点で、風力発電事業の実施に係る届出書（様式1）（※9）に関係書類を添えて、市の窓口へ提出するものとする。

- イ 前号の規定は、届出書の提出後、計画に変更が生じた場合について準用する。
- ウ 協議する上で、所管課より必要な資料の提出を求められた場合においては、事業者は、速やかに書類を提出するものとする。

#### (4) 風力発電施設等の建設等に関する事前説明

- ア 事業者は、環境影響評価の手続きに先立ち、風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる自治会（以下「自治会」という。）の住民及び周辺地権者（以下「自治会の住民等」という。）に対して、当該建設等の地域及び規模の概要について、事前に説明会を行うものとする。
- イ 事業者は、環境影響評価の手続きに先立ち、庁内連絡会議に対して、建設等の地域及び規模の概要について、事前に説明を行うものとする。

#### (5) 法規制に係る協議

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。
- イ 想定される主な法規制は別表3のとおりとする。

#### (6) 環境影響評価の実施

- ア 事業者は、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が定める環境影響評価の手続きに基づいて、環境影響評価を実施するものとする。
- イ 事業者は、環境影響評価書を作成するための事前資料として、以下の(ア)、(イ)の書類（以下「環境影響評価方法書等」という。）を作成するものとする。
  - (ア) 環境影響評価方法書
  - (イ) 環境影響評価書案
- ウ 事業者は、環境影響評価方法書等を作成する場合には、NEDOが定める方法とあわせて、以下の(ア)～(カ)の事項(※10)を、環境影響評価の項目又は手法の中に加えて調査を行うものとする。
  - (ア) 振動
  - (イ) 広告物
  - (ウ) 光害
  - (エ) 文化財
  - (オ) 工事中の環境影響評価
  - (カ) 安全対策(※11)
- エ 事業者は、環境影響評価方法書等を作成する場合には、事前に各評価項目の内容について関係各課(※12)と調整を行うものとする。
- オ 事業者は、次項(※13)以下の説明会等で聴取した意見を考慮し、環境影響評価方法書等の記載事項について検討を加え、その内容を環境影響評価方法書等及び環境影響評価書に反映させるものとする。
- カ 事業者は、当該風力発電施設等の発電規模に関わらず、NEDOが定める環境影響評価の手続きに基づいて環境影響評価方法書等を公開し、地域への情報提

供及び有識者からの意見聴取を行うものとする。

キ 事業者は、環境影響評価方法書等を、市の窓口及び市の環境行政の総合調整担当課（※14）に対して、作成後速やかに提出するものとする。

ク 市は、提出された環境影響評価方法書等に対して、意見を述べることができる。

(7) 自治会の住民等への説明

ア 事業者は、環境影響評価方法書等を作成した場合には、その都度（※15）、自治会の住民等に対して、環境影響評価方法書等に基づく説明会を開催し、意見を求めるものとする。

イ 事業者は、説明会で出された意見を議事録として調製し、市に対して写しを提出するものとする。

ウ 事業者は、環境影響評価書案に基づく説明会を開催し、自治会の住民等の理解を得られた場合には、自治会の同意を書面で得るものとする。

エ 事業者は、前号の自治会の同意を得るに当たっては、自治会内の合意形成のための十分な回答期間を設けるものとする。

(8) 各種関連団体への説明

ア 事業者は、環境影響評価方法書等を作成した場合には、その都度、風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる各種関連団体（※16）に対して、環境影響評価方法書等に基づく説明会を開催し、意見を求めるものとする。

イ 事業者は、説明会で出された意見を議事録として調製し、市に対して写しを提出するものとする。

(9) 庁内連絡会議への説明

事業者は、環境影響評価方法書等を作成した場合には、その都度、庁内連絡会議に対して、環境影響評価方法書等に基づく説明会を開催するものとする。

(10) 専門家等の意見聴取

市は、環境、景観又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて、専門家等（※17）の意見を聴取する。

(11) 調整の進捗状況の報告

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る調査、計画の進捗状況について、市の窓口及び関係課に対して、定期的に報告するものとする。

(12) 環境影響評価書の提出

事業者は、完成した環境影響評価書を、市の窓口及び市の環境行政の総合調整担当課に対して提出するものとする。

(13) 浜松市土地利用対策庁内委員会における審議

事業者は、自治会の住民等、各種関連団体及び庁内連絡会議への説明並びにNEDOMニュアルに基づく環境影響評価の手続きが全て終了し、自治会の同意を得るとともに、各種関連団体との調整が図られた場合には、浜松市土地利用対策庁内委員会において審議を受け、必要な調整を行うものとする。

#### (14) 市の同意の申請

- ア 事業者は、当該風力発電施設等の建設等に関する本市の同意を得る場合には、前項までに掲げる調整手順を全て完了した時点において、風力発電事業の実施に係る同意申請書（別紙：様式2）に関係書類を添えて、市の窓口へ提出するものとする。
- イ 市は、提出された書類を確認の上、風力発電事業の実施に係る同意書（別紙：様式3）以下この項において「市の同意書」という。）を事業者に交付するものとする。
- ウ 市は、(7)の規定にかかわらず、事業者から提出された書類に自治会の同意書が無い場合でも、自治会の住民の大多数の同意が得られたものと判断できるときは、その理由を付した市の同意書を事業者に交付するものとする。

### 4 建設等に当たっての基準

#### (1) 住宅等との距離

風力発電施設等の建設等に当たっては、住宅等（※18）、と当該風力発電施設等との距離が、地上と風車の最高点との長さの2倍以上であることを要する。ただし、その距離が300メートルに満たないときは、300メートル以上（※19）とする。この場合において、住宅等との距離とは、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

#### (2) 騒音

- ア 環境基準が設定されている地域については、当該風力発電施設等の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準（※20）の基準値を超えないものとする。
- イ 環境基準が設定されていない地域については、騒音に係る環境基準のB類型の基準値を超えないものとする。

#### (3) 低周波音

低周波音については、住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値（※21、22）を超えないものとする。

#### (4) 振動

風力発電施設等の敷地境において、振動規制法（昭和46年法律第64号）に基づく地域の指定等（平成17年浜松市告示第335号）第1種区域の2の振動の規制基準（※23）を超えないものとする。

#### (5) 電波障害

- ア 事業者は、電波のルート等を調査し、これを避けて設置するものとする。対象となる電波（※24）は、電波法で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波となる。
- イ 前号の規定にかかわらず、電波障害が生じる可能性のある施設が周辺に存在す

る場合には、総務省の各管轄地域の総合通信局「電波伝搬障害」担当部署（※25）に問い合わせるなど、別途検討するものとする。

- ウ 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。

#### (6) 自然環境

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を、可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

イ 事業者は、動植物に与える影響が回避できない場合には、市の関係各課と環境保全対策（※26）について十分な協議を行い、改善のための措置を講じるものとする。

ウ 事業者は、動植物に与える影響が甚大で、復元が困難である（※27）として、市から当該建設等の計画の変更又は中止を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

#### (7) 景観

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、浜松市景観条例（平成20年浜松市条例第89号）第5条（※28）の規定に則り、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。

イ 事業者は、市が指定する主要な眺望点又は景観資源の近郊に、風力発電施設等の建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（※29）によって予測し、予測した結果を市に対して提出するものとする。

ウ 市が指定する主要な眺望点（※30）及び景観資源（※31）は、別表1、2のとおりとする。

エ 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩（※32）は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

オ 事業者は、景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する（※33）として、市から当該風力発電施設等の建設計画の変更又は中止を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

#### (8) 広告物

事業者が、風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

#### (9) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響及び浜松市音・かおり・光環境創造条例（平成16年浜松市条例第31号）第2条第2号に規定する光害（※34）が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

## (10) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 条（※ 3 5）に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（※ 3 6）及び埋蔵文化財（※ 3 7）以外の文化財についても、専門家その他文化財に関する知見を有する者、地域住民及び市文化財担当課（※ 3 8）から情報を聴取し、風力発電施設等の建設等の影響から保護するよう努めるものとする。

## 5 建設等の工事中及び工事完了後におけるの遵守事項

### (1) 建設等の工事中の調査と報告

ア 事業者は、工事中の環境影響評価について、建設等の工事中に、環境、景観及び住民生活への影響の状況を把握するための調査（環境影響評価書の記載事項を含む）を行い、工事の進捗状況とあわせて、調査の結果を市の窓口及び関係各課並びに自治会の住民等及び各種関連団体へ、書面で定期的に報告するものとする。

イ 事業者は、前号の調査の結果、風力発電施設等の建設等の工事による環境影響が認められた場合には、改善のための措置を講じるものとする。市から改善のための措置を求められた場合についても、同様とする。

### (2) 建設等の工事中における紛争の処理

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等の工事に起因する紛争の予防に常に努めるものとする。

イ 事業者は、紛争が発生した場合には、当該紛争の解決のため、誠意をもって適切かつ迅速な調整、対応を行うものとする。

ウ 事業者は、前号の紛争の対応に当たっては、市の窓口に対し、当該紛争の状況について定期的に報告するものとする。

### (3) 建設等の工事完了後におけるの遵守事項

(1) (2) の規定は、建設等の工事完了後におけるの遵守事項について準用する。

この場合において、(1) (2) 中「建設等の工事中」とあるのは「建設等の工事完了後」と、「風力発電施設等の建設等の工事」とあるのは「風力発電施設等」と、また(1)中「工事中の環境影響評価」とあるのは「4に定める指標（ただし、(1)を除く）」と、「工事の進捗状況とあわせて、調査の結果を」とあるのは「調査の結果を」と読み替えるものとする。

### (4) 市の施策への協力

事業者は、市が行う風力発電施設等に関する観光施策等（※ 3 9）に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

## 附 則

このガイドラインは、平成 18 年 8 月 10 日から施行する。

## 附 則

1. このガイドラインは、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. 改正後のこのガイドラインの規定は、施行日以後に改正後の 3（3）に規定する届出書を提出する事業者に適用し、施行日前に改正前の 3（3）に規定する届出書を提出した事業者については、改正後のこのガイドラインの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、3（2）の規定は、このガイドライン施行の際現に、同項に規定する風況調査を実施している事業者及び同項に規定する風況調査を完了し、届出書を提出する予定の事業者について適用する。

**別表1 市が指定する主要な眺望点**

地域自治区名	主要な眺望点	備 考
細江	細江公園展望台 (国民宿舎東側)	浜名湖県立自然公園
	公園山山頂広場	細江奥浜名湖展望公園
	散策道区間のミニ公園	
引佐	三岳山山頂	
	富幕山山頂展望台	
	竜ヶ石山山頂	
	かわな野外活動センター	
春野	天竜の森内駐車場 (スーパー林道天竜線沿い)	神沢第1国有林
	秋葉山山頂	天竜奥三河国定公園
佐久間	竜頭山展望台	
水窪	青崩峠	
	旧自然クラブ	
	野鳥の森展望台	
	高根城	
	山住・家老平	

上記以外のもので、市から指示されたものについても同様の対応をとるものとする。

**別表2 市が指定する景観資源**

気田川 自然環境保全地域	京丸・岩岳山 自然環境保全地域	渋川 自然環境保全地域
浜名湖	遠州灘海岸	

上記以外のもので、市から指示されたものについても同様の対応をとるものとする。

**別表3 想定される主な法規制**

No.	法規制名	市の所管課
1	航空法	市民生活課
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境企画課
3	振動規制法	環境保全課
4	騒音規制法	環境保全課
5	景観法	都市開発課

6	屋外広告物法	都市開発課
7	工場立地法	企業立地推進課
8	労働安全衛生法	産業政策課
9	漁業権	農業水産課
10	漁港漁場整備法	農業水産課
11	港則法	農業水産課
12	航路標識法	農業水産課
13	農業振興地域の整備に関する法律	農業水産課
14	農地法	農業水産課・ 農業委員会
15	森林法	森林課
16	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	森林課
17	国土利用計画法	土地政策課
18	宅地造成等規制法	土地政策課
19	都市計画法	都市計画課
20	道路交通法	交通政策課
21	自然公園法	緑政課
22	生産緑地法	緑政課
23	都市緑地法	緑政課
24	静岡県自然環境保全条例	緑政課
25	都市公園法	公園課
26	道路法	土木管理課
27	高速自動車国道法	道路企画課
28	海岸法	河川課
29	河川法	河川課
30	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	河川課
31	港湾法	河川課
32	砂防法	河川課
33	地すべり等防止法	河川課
34	建築基準法	建築行政課
35	消防法	消防本部
36	文化財保護法	生涯学習課
37	静岡県生活環境の保全等に関する条例	環境保全課
38	浜松市風致地区条例	緑政課
39	静岡県立自然公園条例	緑政課
40	静岡県文化財保護条例	生涯学習課
41	浜松市ギフチョウの保護に関する条例	環境企画課

42	浜松市川や湖を守る条例	環境企画課
43	浜松市音・かおり・光環境創造条例	環境保全課
44	浜松市屋外広告物条例	都市開発課
45	浜松市景観条例	都市開発課
46	浜松市都市公園条例	公園課
47	浜松市文化財保護条例	生涯学習課

以下の法規制については、市に直接の所管課がないため、事業者は、関係行政機関と直接協議し、必要な調整を行うものとする。

No.	法規制名	関係行政機関
48	電波法	総務大臣
49	電気事業法	経済産業大臣

#### 付表 1

1	送電線等の付帯設備	送電線等には、資機材等輸送用道路を含む。
2	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種の全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更（回転羽根、タワーの着色変更、回転羽根、タワーその他大型の資機材の交換等の保守作業）をいう。
3	100 キロワット未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、「事業を検討する目安は、地上高 30 メートルでの年平均風速が 6m/s 以上であることが望ましい。」としている。地上高 30 メートルの風力発電施設の発電規模は、概ね 100 キロワット程度である。</li> <li>複数導入型においては、単機当たりの発電規模が 100 キロワット未満であっても、全体の発電出力が 100 キロワット以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。 （例：10 キロワットの風力発電の施設を 10 基導入する場合、全体の発電出力は 100 キロワットとなり、ガイドラインの対象とする。）</li> </ul>
4	法令等の規制により建設等ができない区域	例えば、ギフチョウの保護に関する条例（平成 17 年浜松市条例第 140 号）の保護地域

5	法令等の許可を得て	例えば、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による水平表面の範囲、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）による海岸保全区域、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による特別地域、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）による特別地区、森林法による保安林（昭和 26 年法律第 249 号）であっても、申請許可を得て、調整により建設が可能となる区域があるもの。
6	調整	<p>本ガイドラインに基づく、自治会の住民等や、各種関連団体との調整をいう。</p> <p><u>※補足 1 区域区分の考え方</u></p> <p>本区域区分は、事業者が、計画段階において風力発電施設等の建設等の可能性を検討するための参考として掲げたものである。このため、風力発電施設等の立地箇所を最終的に確定するに当たっては、事業者と各所管課との間で行われる法規制に係る協議において、各所管課で作成した地図等を基に、立地箇所における法規制の有無、内容及び詳細な区域を確認する必要がある。</p>
7	庁内連絡会議	浜松市内における風力発電施設等の建設等に関して情報を一元化するとともに、当該建設等を行う事業者との必要な調整を行うことを目的として、浜松市風力発電施設等の建設等に関する庁内連絡会議設置要綱に基づいて設置する。
8	環境影響評価の手続き	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）編「風力発電のための環境影響評価マニュアル」の中では、環境影響評価の手続きを、①環境影響評価方法書の作成、②地域への情報提供、③有識者からの意見聴取、④環境影響評価の実施、環境影響評価書案の作成、⑤地域への情報提供、⑥有識者からの意見聴取、⑦事業者見解の作成、⑧環境影響評価書の作成、を含む一連の手続きとしている。
9	風力発電事業の実施に係る届出書（様式 1）	様式については、別添を参照のこと。（以下の様式についても同様）

10	(ア)～(カ)の事項	これらの事項は、「4 建設等に当たっての基準」の中で浜松市独自に設けた基準であり、実効性を確保するため、環境影響評価の項目又は手法の中に加えることを求める。
11	安全対策	資機材等輸送用道路、資機材輸送時の交通安全対策、耐震構造、落雷対策、強風対策、土砂崩壊対策、海岸侵食対策
12	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音（環境保全課）</li> <li>・低周波音（環境保全課）</li> <li>・電波障害（東海総合通信局）</li> <li>・地形及び地質（防災対策課）</li> <li>・動物（環境企画課）</li> <li>・植物（環境企画課）</li> <li>・景観（都市開発課）</li> <li>・人と自然とのふれあいの活動の場（環境企画課）</li> <li>・振動（環境保全課）</li> <li>・広告物（都市開発課）</li> <li>・光害（環境保全課）</li> <li>・文化財（生涯学習課）</li> <li>・工事中の環境影響評価（上記全課）</li> <li>・環境影響評価全般（環境企画課）</li> </ul>
13	次項	(7)～(10)まで
14	市の環境行政の総合調整担当課	環境企画課
15	その都度	「環境影響評価方法書」、「環境影響評価書案」の各作成時をいう。各種関連団体、庁内連絡会議への説明についても同様とする。
16	各種関連団体の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の保護団体</li> <li>・写真愛好家団体</li> <li>・パラグライダー関係者（北区引佐町田畑地域）</li> <li>・森林組合</li> <li>・漁業関係者の団体</li> </ul>
17	専門家等の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会（環境影響評価方法書等の内容に係る意見聴取）</li> <li>・都市景観審議会（当該施設の建設等の景観影響に係る意見聴取）</li> </ul>
18	住宅等	住宅のほか、学校、幼稚園、病院などの文教施設・

		保健福祉施設等をいう。														
19	300メートル以上	住宅等での騒音レベルを環境基準のB類型の基準値以下にするためには、2,000キロワット規模の風力発電施設から、300メートル以上の距離が必要である。 (NEDOの風力発電導入ガイドブックの距離減衰式より) ※B類型とは、平成10年9月30日環境庁告示第64号による住宅地の騒音の環境基準であり、基準値は昼間55dB、夜間45dBとなっている。														
20	騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の 類型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間(6:00 ～22:00)</th> <th>夜間(22:00 ～6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50デシベル 以下</td> <td>40デシベル 以下</td> </tr> <tr> <td>A及びB</td> <td>55デシベル 以下</td> <td>45デシベル 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60デシベル 以下</td> <td>50デシベル 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>AA：<u>療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域</u>  A：<u>専ら住居の用に供される地域</u>  B：<u>主として住居の用に供される地域</u>  C：<u>相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</u></p> <p>※参考1 <u>風車騒音の距離減衰例</u>  (風車出力：800キロワット、ハブ高50m)  200m 45dB、300m 41dB、400m 38dB、  500m 36dB</p> <p>※参考2 <u>NEDOの見解</u>  独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)では、「(風車の騒音の基準値が)定められていない地域では居住者への影響の程度を検討するため、「騒音に係る環境基準」等を風車騒音評価の目安として準用することが妥当」としている。</p>	地域の 類型	基準値		昼間(6:00 ～22:00)	夜間(22:00 ～6:00)	AA	50デシベル 以下	40デシベル 以下	A及びB	55デシベル 以下	45デシベル 以下	C	60デシベル 以下	50デシベル 以下
地域の 類型	基準値															
	昼間(6:00 ～22:00)	夜間(22:00 ～6:00)														
AA	50デシベル 以下	40デシベル 以下														
A及びB	55デシベル 以下	45デシベル 以下														
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下														

		<p>※参考3 騒音レベルの目安</p> <p>独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) では、寝室内の音は 40dB、パソコンの冷却ファンが 45dB、静かなオフィス内の音は 50dB、電話の呼び出し音が 60dB 程度と例示している。</p> <p>※参考4 騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定格出力時で翼端速度が時速 200km を超えることから、風切り音の問題は依然として残っており、風車の回転に合わせた周期的な音が、風に乗って遠方まで伝播するケースも少なくない。</li> <li>・生活音が小さくなる夜間においては、気象条件によっては風下側の谷地等で、風車から発生する騒音がマスキングされずに残存する現象も確認されている。しかもこのような場合には、騒音が風によって遠方まで伝播することも考えられ、留意する必要がある。</li> </ul>																								
21	低周波音による物的苦情に関する参照値	<table border="1" data-bbox="831 1088 1353 1711"> <thead> <tr> <th>1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)</th> <th>1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>70</td></tr> <tr><td>6.3</td><td>71</td></tr> <tr><td>8</td><td>72</td></tr> <tr><td>10</td><td>73</td></tr> <tr><td>12.5</td><td>75</td></tr> <tr><td>16</td><td>77</td></tr> <tr><td>20</td><td>80</td></tr> <tr><td>25</td><td>83</td></tr> <tr><td>31.5</td><td>87</td></tr> <tr><td>40</td><td>93</td></tr> <tr><td>50</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)	5	70	6.3	71	8	72	10	73	12.5	75	16	77	20	80	25	83	31.5	87	40	93	50	99
1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)																									
5	70																									
6.3	71																									
8	72																									
10	73																									
12.5	75																									
16	77																									
20	80																									
25	83																									
31.5	87																									
40	93																									
50	99																									

22

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)
10	92
12.5	88
16	83
20	76
25	70
31.5	64
40	57
50	52
63	47
80	41

<p>23</p>	<p>振動の規制基準</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="603 275 874 421"> <p>時間の区分 区域の区分</p> </td> <td data-bbox="874 275 1137 421"> <p>昼間 (午前8時～午後8時)</p> </td> <td data-bbox="1137 275 1401 421"> <p>夜間 (午後8時～午前8時)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 421 874 517"> <p>第1種区域の1</p> </td> <td data-bbox="874 421 1137 517"> <p>60 デシベル以下</p> </td> <td data-bbox="1137 421 1401 517"> <p>55 デシベル以下</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 517 874 613"> <p>第1種区域の2</p> </td> <td data-bbox="874 517 1137 613"> <p>65 デシベル以下</p> </td> <td data-bbox="1137 517 1401 613"> <p>55 デシベル以下</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 613 874 710"> <p>第2種区域の1</p> </td> <td data-bbox="874 613 1137 710"> <p>70 デシベル以下</p> </td> <td data-bbox="1137 613 1401 710"> <p>60 デシベル以下</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 710 874 806"> <p>第2種区域の2</p> </td> <td data-bbox="874 710 1137 806"> <p>70 デシベル以下</p> </td> <td data-bbox="1137 710 1401 806"> <p>65 デシベル以下</p> </td> </tr> </table> <p>(振動規制法に基づく地域の指定等(平成17年浜松市告示第335号)より)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="603 952 850 1048"> <p>振動に係る区域の区分</p> </td> <td data-bbox="850 952 1401 1048"> <p>都市計画法による用途地域等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1048 850 1290"> <p>第1種区域の1</p> </td> <td data-bbox="850 1048 1401 1290"> <p>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、浜北地域自治区のうち別図により実線で示した区域(主に県立森林公園の地域)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1290 850 1386"> <p>第1種区域の2</p> </td> <td data-bbox="850 1290 1401 1386"> <p>その他の区域(浜松飛行場を除く)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1386 850 1532"> <p>第2種区域の1</p> </td> <td data-bbox="850 1386 1401 1532"> <p>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1532 850 1628"> <p>第2種区域の2</p> </td> <td data-bbox="850 1532 1401 1628"> <p>工業地域、工業専用地域(県条例が適用される。)</p> </td> </tr> </table>	<p>時間の区分 区域の区分</p>	<p>昼間 (午前8時～午後8時)</p>	<p>夜間 (午後8時～午前8時)</p>	<p>第1種区域の1</p>	<p>60 デシベル以下</p>	<p>55 デシベル以下</p>	<p>第1種区域の2</p>	<p>65 デシベル以下</p>	<p>55 デシベル以下</p>	<p>第2種区域の1</p>	<p>70 デシベル以下</p>	<p>60 デシベル以下</p>	<p>第2種区域の2</p>	<p>70 デシベル以下</p>	<p>65 デシベル以下</p>	<p>振動に係る区域の区分</p>	<p>都市計画法による用途地域等</p>	<p>第1種区域の1</p>	<p>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、浜北地域自治区のうち別図により実線で示した区域(主に県立森林公園の地域)</p>	<p>第1種区域の2</p>	<p>その他の区域(浜松飛行場を除く)</p>	<p>第2種区域の1</p>	<p>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区</p>	<p>第2種区域の2</p>	<p>工業地域、工業専用地域(県条例が適用される。)</p>
<p>時間の区分 区域の区分</p>	<p>昼間 (午前8時～午後8時)</p>	<p>夜間 (午後8時～午前8時)</p>																									
<p>第1種区域の1</p>	<p>60 デシベル以下</p>	<p>55 デシベル以下</p>																									
<p>第1種区域の2</p>	<p>65 デシベル以下</p>	<p>55 デシベル以下</p>																									
<p>第2種区域の1</p>	<p>70 デシベル以下</p>	<p>60 デシベル以下</p>																									
<p>第2種区域の2</p>	<p>70 デシベル以下</p>	<p>65 デシベル以下</p>																									
<p>振動に係る区域の区分</p>	<p>都市計画法による用途地域等</p>																										
<p>第1種区域の1</p>	<p>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、浜北地域自治区のうち別図により実線で示した区域(主に県立森林公園の地域)</p>																										
<p>第1種区域の2</p>	<p>その他の区域(浜松飛行場を除く)</p>																										
<p>第2種区域の1</p>	<p>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区</p>																										
<p>第2種区域の2</p>	<p>工業地域、工業専用地域(県条例が適用される。)</p>																										
<p>24</p>	<p><u>対象となる電波</u></p>	<p>電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用、鉄道事業用</p> <p>具体的には、テレビ局、電話局、自衛隊、海上保安庁、漁業無線中継基地、市町村の防災無線等がある。なお、周辺に民家がある場合、最も問題となるのはテレビ電波障害であり、送信地点、建設地点、受信地点の位置関係や風車規模によって変化する。事前の予測に基づき反射領域と遮蔽領域に居住地域が含まれないように候補地点</p>																									

		<p>を設定するものとする。</p> <p><b>※参考5 電波障害</b></p> <p>電波障害については影響のする範囲を予測し、その範囲が住居と重ならないことを原則とする。しかしながら、風車のような複雑な形状をした構造物による影響を正確に予測することは困難であるとされる。したがって現状では、風車の建設前の状況を調査によって把握しておき、何らかの障害が発生した場合に然るべき処置を行うことで対応が図られている。</p> <p>建設後の調査によって明らかに風車による影響が現れ、事業者が共同アンテナの設置、アンテナの改善処置等、必要な対応をとったという事例もある。</p>
25	総合通信局「電波伝搬障害」担当部署	電波伝搬障害防止制度への対応（地表から 31mを超える建築物等が対象：東海総合通信局 052-971-9621）
26	環境保全対策	（環境影響評価の）結果に基づいて環境影響を回避・低減するための環境保全対策を検討する。やむを得ず生じる影響については、事業の実施により損なわれる環境の持つ価値又は機能を代償するための措置を検討する。環境保全対策の優先順位は、1)回避 2)最小化 3)低減 4)代償措置とする。
27	動植物に与える影響が甚大で、復元が困難である	市は、3の(10)に掲げる専門家等の意見を聴取して、左記の判断を行う。
28	浜松市景観条例	<p>（事業者の責務）</p> <p>第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p>
29	視覚的な表現方法	合成写真、コンピュータグラフィック、ジオラマ（立体模型）等を使って表現する方法
30	主要な眺望点	調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電施設等を望むことができる場所とし、土取場、土捨場等の地形改変場所が景観資源である場合はこれら

		を望むことができる場所も含む。
31	景観資源	山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化的財価値のある人文景観資源をいう。
32	配置、 デザイン 及び色彩	景観について客観的に評価することは難しいが、周囲の景観と調和が図られるよう配置・デザイン・色彩等について配慮する。
33	景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する	市は、3の(10)に掲げる専門家等の意見を聴取して判断を行う。
34	光害(ひかりがい)	照明器具又は光源(以下「照明器具等」という。)から発せられる光のうち、その目的とする照射範囲の外に漏れる光(以下「漏れ光」という。)又は過剰な輝きが周辺に及ぼす安眠の妨げ、天体観測への影響、道路標識、信号機等の視認性の低下等の影響のことをいう。
35	文化財 保護法	(この法律の目的) 第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
36	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財
37	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財

38	市文化財担当課	<p>生涯学習課</p> <p>※参考6 文化財関係法令及び必要な手続</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="603 324 898 421">文化財関係法令</td> <td data-bbox="900 324 1406 421">必要な手続き</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 423 898 994">文化財保護法 (昭和25年法律第214号)</td> <td data-bbox="900 423 1406 994"> <u>国指定文化財の現状変更の許可申請・届出及び制限</u>            ・ 史跡名勝天然記念物 第125条            ・ 有形文化財 (建造物) 第43条            ・ 重要文化的景観 第139条  <u>周知の埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) 内で行われる土木工事等の届出及び指示</u>            ・ 第93条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 996 898 1283">静岡県文化財保護条例 (昭和36年静岡県条例23号)</td> <td data-bbox="900 996 1406 1283"> <u>静岡県指定文化財の現状変更の許可申請及び制限</u>            ・ 史跡名勝天然記念物 第33条            ・ 有形文化財 (建造物) 第12条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1285 898 1570">浜松市文化財保護条例 (昭和52年浜松市条例第28号)</td> <td data-bbox="900 1285 1406 1570"> <u>浜松市指定文化財の現状変更の許可申請及び制限</u>            ・ 史跡名勝天然記念物 第36条            ・ 有形文化財 (建造物) 第12条         </td> </tr> </table>	文化財関係法令	必要な手続き	文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	<u>国指定文化財の現状変更の許可申請・届出及び制限</u> ・ 史跡名勝天然記念物 第125条 ・ 有形文化財 (建造物) 第43条 ・ 重要文化的景観 第139条 <u>周知の埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) 内で行われる土木工事等の届出及び指示</u> ・ 第93条	静岡県文化財保護条例 (昭和36年静岡県条例23号)	<u>静岡県指定文化財の現状変更の許可申請及び制限</u> ・ 史跡名勝天然記念物 第33条 ・ 有形文化財 (建造物) 第12条	浜松市文化財保護条例 (昭和52年浜松市条例第28号)	<u>浜松市指定文化財の現状変更の許可申請及び制限</u> ・ 史跡名勝天然記念物 第36条 ・ 有形文化財 (建造物) 第12条
文化財関係法令	必要な手続き									
文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	<u>国指定文化財の現状変更の許可申請・届出及び制限</u> ・ 史跡名勝天然記念物 第125条 ・ 有形文化財 (建造物) 第43条 ・ 重要文化的景観 第139条 <u>周知の埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) 内で行われる土木工事等の届出及び指示</u> ・ 第93条									
静岡県文化財保護条例 (昭和36年静岡県条例23号)	<u>静岡県指定文化財の現状変更の許可申請及び制限</u> ・ 史跡名勝天然記念物 第33条 ・ 有形文化財 (建造物) 第12条									
浜松市文化財保護条例 (昭和52年浜松市条例第28号)	<u>浜松市指定文化財の現状変更の許可申請及び制限</u> ・ 史跡名勝天然記念物 第36条 ・ 有形文化財 (建造物) 第12条									
39	市が行う風力発電施設等に関する観光施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が、観光パンフレット等を作成する際に、風力発電施設等の掲載について許可を与えること</li> <li>・環境学習に対して協力すること</li> </ul>								